

函館市監査公表第31号

函館市長から、平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月27日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

函 財 管
平成 2 8 年 9 月 8 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

平成 2 7 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 8 年 3 月 3 0 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について)

1 指摘事項

| 監査対象 部局等 | 指摘事項の概要 | 報告書 ページ | 措置の内容 |
|-------------|--|------------|---|
| 財務部 管理課 | <p>函館市土地開発公社</p> <p>塩漬け土地の処理が進んでいない問題は、函館市に限ることではなく多くの自治体が抱える問題であり、全国の多くの公社はバブル期の巨額な投資による土地の含み損を抱え、債務超過に陥っている。</p> <p>なお、平成21年度から平成25年度まで、国において第三セクター等の経営健全化に向けて、第三セクター等改革推進債という債務の整理手段を創設し、全国ではこの第三セクター等改革推進債を活用し公社を解散している事例がある。</p> <p>さらに、借入金を償還していない長期保有土地については、公社が保有する期間分だけ金利分が増えていくため、買い取り価格は上昇し続けることになる。</p> <p>したがって、公社および市は長期保有土地の解消に向けた取り組みを早期に進めるべきであり、その解消に向けて保有土地の資産価値、市が買い戻す土地の見通し、市の財政負担などを試算し、議会や住民と議論を進めながら計画的に進めることが必要である。</p> | 48 | <p>本市では、長期保有土地の買戻しを順次進めており、現在、市道大縄1号線および松川15号線整備事業用地において、平成24年度から平成29年度までの6年間で買戻しを実施中であるほか、今後は、函館駅前土地区画整理事業用地の事業化に伴い、当該土地を買戻す予定であります。</p> <p>また、当初の目的に使用する必要がなくなった土地についても、公社において処分を進めることとし、これらを合わせますと、簿価全体の約65%については、長期保有状態が解消される見込みとなっております。</p> <p>今後におきましても、計画的に土地の買戻しを行うなど、長期保有土地の解消に努めてまいりたいと考えています。</p> |